

特約中途付加用「ご契約のしおり・約款」における 「がん通院特約」に関する誤植のお詫びと訂正について

がん保険に付加する特約の中途付加用の「ご契約のしおり・約款」の記載につきまして、一部誤植がございましたので下記のとおり訂正のうえお詫び申し上げます。

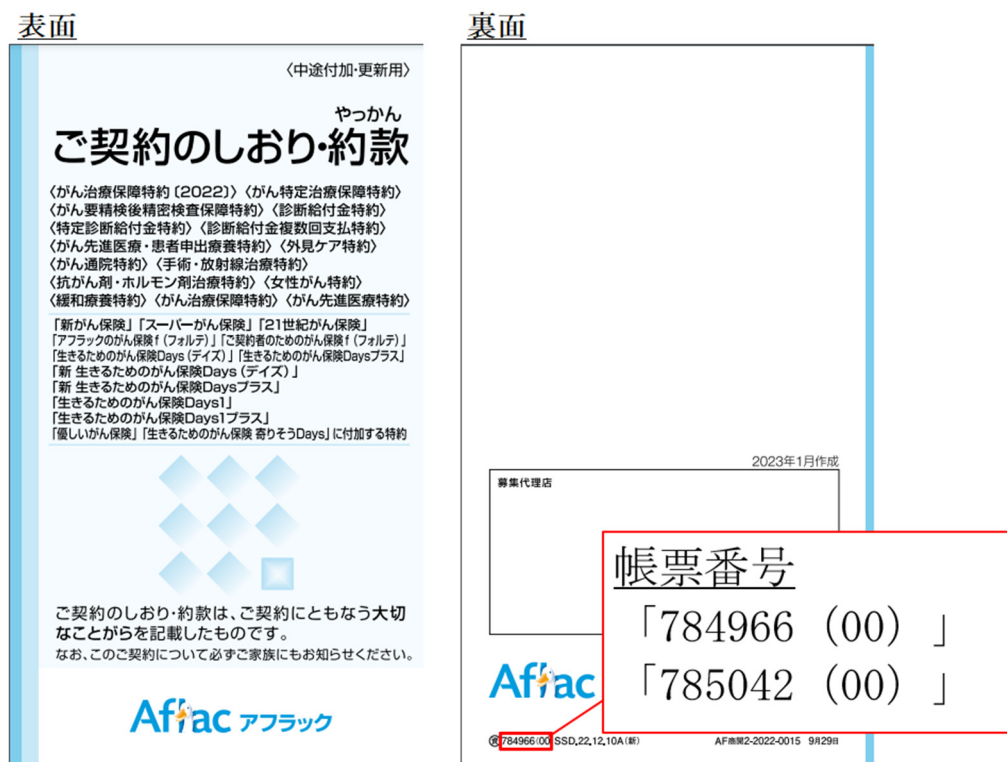
なお、本件は「ご契約のしおり・約款」の記載に関する誤植であり、ご契約の保障内容に影響はなく、お客様にとって不利益なお取扱いはございません。

記

1. 対象の「ご契約のしおり・約款」

2023年1月23日以降に、「がん通院特約」を中途付加したお客様に交付した「ご契約のしおり・約款」（冊子・Web約款（帳票番号：784966-00、785042-00））

（約款イメージ）



（Web約款）

URL：<https://www.aflac.co.jp/yakkan/tokuyaku/ganhuka.html>

※Web約款については、すでに修正済の内容を掲載しております。

2. 該当箇所

「ご契約のしおり」の P.37 (「がん通院特約」について)

(誤)	
<p>● 支払事由の「通院期間」とは</p> <p>・〈がん〉〈上皮内新生物〉それぞれについて、つぎの①または③のいずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間を「通院期間」とします。</p>	
	通院期間の起算日
がんの場合	①初めて〈がん〉と診断確定された日 ②〈がん〉の治療を直接の目的とする手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)またはホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③〈がん〉の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日
上皮内新生物の場合	①初めて〈上皮内新生物〉と診断確定された日 ②〈上皮内新生物〉の治療を直接の目的とする手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)またはホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③〈上皮内新生物〉の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日
(正)	
<p>● 支払事由の「通院期間」とは</p> <p>・〈がん〉〈上皮内新生物〉それぞれについて、つぎの①から③のいずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間を「通院期間」とします。</p>	
	通院期間の起算日
がんの場合	①初めて〈がん〉と診断確定された日 ②〈がん〉の治療を直接の目的とする手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)またはホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③〈がん〉の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日
上皮内新生物の場合	①初めて〈上皮内新生物〉と診断確定された日 ②〈上皮内新生物〉の治療を直接の目的とする手術、放射線治療、抗がん剤治療(経口投与を除く)またはホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③〈上皮内新生物〉の治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日

＜本件に関するお問い合わせ先＞

アフラック生命保険株式会社 コールセンター

TEL 0120-5555-95

月～金 9：00～18：00／土曜日 9：00～17：00

(※祝日、年末年始を除きます)

以上